

四万十高校 寮生活の手引き 2022

～寮生活の心得・きまり～



高知県立四万十高等学校

〒786-0301 高知県高岡郡四万十町大正 590-1

TEL 0880-27-0034 FAX 0880-27-0477

四万十高校木の香寮

〒786-0301 高知県高岡郡四万十町大正 583-1

TEL 0880-27-0860

四万十高校もりだば寮 ※四万十町移住支援住宅

〒786-0301 高知県高岡郡四万十町大正 493-1

TEL 090-9495-0477

もくじ

	ページ
入寮準備物等	2
日課表	3
日課ときまり	
1. 起床	4
2. 朝・夜の点呼	4
3. 朝食・夕食	4
4. 登校	4
5. 昼食	5
6. 帰寮	5
7. 入浴	5
8. 洗濯・アイロン	5
9. 外出・門限	6
10. 掃除	6
11. 学習	6
12. 消灯・就寝	6
その他の心得・きまり	
1. 服装	6
2. 医療・衛生	6
3. 携帯電話・パソコン（タブレットを含む）の使用	6
4. 面会	7
5. 金銭（電子マネーを含む）・物品の取り扱い	7
6. 施設・設備・備品の使用	7～8
7. 帰省・外泊・欠食	8～9
8. ごみの捨て方	9
9. 郵便物・宅配便	9
10. その他の指導	9
寄宿舎（寮）に関する規定	10
寄宿舎（寮）運営に関する細則	11～12

入寮準備物等

※持ち物には、すべて氏名（フルネーム）を明記する。

生活をしながら、少しずつ必要な物を準備することをおすすめします。

持ち物が多すぎると整理・整頓がうまくいきませんので、できるだけ少なくしてください。

- 教材（教科書、辞書 など）
- 文具（ノート、筆記用具 など）
- 学校用衣類（制服、通学靴、体操服、体育館シューズ など）
 - ※体操服・体育館シューズは、合格者登校日でサイズ合わせをしてから注文し、入学式以降に学校での配布
- 寝具（掛け布団、敷き布団、毛布、枕、カバー等）
- 生活用衣類（普段着、寝間着、下着、靴下、ハンカチ など）
- ハンガー・衣装ケース（置く場所に入るかサイズを確認してください ※1）
- 生活用履物（寮内で履くスリッパ など）
- 洗面・入浴用具（タオル、石けん類、シャンプー、歯磨きセット、洗面道具入れ など）
- 洗濯用具（洗剤、洗濯カゴ、ピンチハンガーなど各自で必要だと思うもの）
- 印鑑
- 健康保険証
- 持病の薬・常備薬（頭痛薬・腹痛薬など各自が必要だと思うもの）・絆創膏など
- 体温計（脇にはさむタイプ）
- マスク
- 食器（自炊時等に使用する皿・コップ・箸 など）
- 保存食（寮の食事が無い日や、体調不良時の食事・水分補給用 など）
- ゴミ箱（自室用の小さい物）
- 傘
- その他学校で必要な物（合格者登校日等に確認すること）・寮生活に必要な物
- （必要な人のみ）下記の表に書かれている電気製品など

※電気製品は、事前に【電気製品持込許可願】を提出して、許可が出た物のみ使用ができる。

電気製品とは、コンセントにつないで使用するもの・充電して使用するものを指す。

共有スペースにあるもの	持ち込みができるもの	持ち込みができないもの
※いずれも、使用状況等により変更になる場合があります。事前にご確認ください。		
<ul style="list-style-type: none"> ・フライパン、鍋、食器 ・冷蔵庫 ・電子レンジ、トースター ・炊飯器 ・IH調理器 ・電気ポット ・エアコン ・洗濯機・洗濯乾燥機 ・掃除機 ・衣類アイロン ・扇風機・ヒーター ・トイレトペーパー など 	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話 ・パソコン（タブレット含む） ・ドライヤー ・デジタルカメラ ・扇風機 ・入寮準備物に書かれている物など 	<ul style="list-style-type: none"> ・貴重品や高価な物、高額の現金 ・騒音や火災、危険の恐れのあるもの（ライター・花火・石油ストーブなど） ・据え置き型のゲーム機 ・TV ・共用として寮内に同じ機能があるもの ・ペットなどの生き物 ・同じものを複数持ち込むこと ・その他寮生活に必要なのないもの

日課表

	平日および 学校がある日	土曜日	日曜日 祝日
7:00	起床		
7:10	点呼(食堂)		
点呼後~8:00	朝食(日曜日・祝日は各自で準備)		
朝食後~8:20	登校 ※学校行事等の都合で、変更になることがあります		
12:40~13:20	昼食(日曜日・祝日は各自で準備) ※学校行事等の都合で、変更になることがあります		
17:00	帰寮 ※定期試験中は13:00		
17:00~21:00	入浴		
17:00~22:00	洗濯(乾燥機の使用を含む) ※土曜日・日曜日・祝日は、7:00~22:00		
18:00~20:00	夕食(日曜日・祝日は各自で準備)		
20:00	門限 ※学校行事・部活動・じゆうく等で遅れる場合は、事前に舎監に連絡をし、許可をもらうことで21:00まで延長可		
21:00	点呼(食堂)		
21:00~	清掃(火・水・日)		
23:00	消灯 ※定期試験中は、事前に舎監に連絡をし、許可をもらうことで24:00まで延長可		

日課ときまり

寮生活は、お互いの存在を認め合いながら、自己確立を目指し、勉学に励み、かつ健全に過ごすための共同生活であり、寮生は常に次のことを心がける。

- (1) 集団生活をよく自覚し、他人に迷惑をかけない。
- (2) 諸規則を守り、言動に注意し、秩序ある生活をする。
- (3) 生活時間は年間を通して日課表を厳守する。
- (4) 節電・節水・整理整頓・清掃に努める。
- (5) 舎監および学校・寮担当教員の指示に従う。

1. 起床

起床合図と同時に起床し、速やかに寝具の整理・洗面等を行う。

2. 朝・夜の点呼

- (1) 食堂で舎監が行う。その際、連絡・諸注意等を行う。体調不良など事前に舎監が許可した者以外は出席する。
- (2) 非常時等の場合にも、点呼を行うことがある。

3. 朝食・夕食

(平日および土曜日)

- (1) 食堂で、所定の時間内に済ませる。
- (2) やむを得ない理由で所定時間以外に食事をする場合は、舎監に申し出る。
- (3) 他の寮生と別途に調理を行うなど、アレルギー食材を完全除去することはできない。
- (4) 食事終了後は、所定の場所へ食器を片づける。
- (5) 食堂にある食器類の無断使用や寮室への持ち込みは原則できない。使用・寮室へ持つて行く場合は舎監に申し出て、使用後は速やかに返却する。
- (6) 厨房への出入りは禁止する。

(日曜日および祝日・長期休暇中)

- (1) 各自で準備をする。
- (2) 調理を行う場合は、火の元に十分注意し、使用後は電源を切る。

4. 登校

- (1) 8：20までに寮を出る。
- (2) 登校時には、部屋の電気やエアコンなどの電機製品の電源を切り、寮室の鍵をかける。鍵は舎監室に預ける。
- (3) 登校時には、玄関ロビーの動向板に動向を表示させる。
- (4) 病気その他の理由による学校欠席・遅刻の場合は、必ず舎監に申し出る。
- (5) 登校後は無断で早退等をしない。体調不良等の場合は、保健室に行く。

5. 昼食

- (1) 学校がある日の昼食は給食とする。ただし、学校行事等で給食をとれない場合は、別途連絡をする。
- (2) 学校行事等で欠食する場合の手続きについては、P 8を読む。
- (3) 日曜日・祝日・長期休暇中は、各自で準備をする。
- (4) 調理を行う場合は、火の元に十分注意し、使用後は電源を切る。

6. 帰寮

- (1) 17:00に舎監が寮を開ける。
- (2) 帰寮時には、玄関ロビーの動向板に動向を表示させる。
- (3) 定期試験中は、13:00に寮務部が寮を開ける。

7. 入浴

- (1) 入浴時間を守る。学校行事や部活動等で遅れる場合は、事前に舎監に申し出、許可を得る。
- (2) 他者の迷惑にならないよう、マナーを守って入浴する。
- (3) 貴重品を持ち込まない。
- (4) 体をよく洗ってから浴槽に入る。
- (5) 浴槽にタオルを入れない。
- (6) 浴槽内で石けん等を使わない。
- (7) 浴室内で洗濯や散髪等をしない。
- (8) シャワーや水道の水はこまめに止める。
- (9) 浴室及び脱衣所を清潔に保つ。
- (10) 浴室内で体をタオルで拭いてから、脱衣所に出る。
- (11) 足ふきマットは、最後の人が脱衣所内に干す。また、輪番で定期的に洗濯をする。
- (12) 浴室・脱衣所に私物は置かない。
- (13) 浴室入口の戸は閉め、換気扇は切らない。(窓を開けたまま換気扇を使うと、換気がうまくいきません。)

8. 洗濯・アイロン

- (1) 自分の物は、各自で洗濯する。
- (2) 洗濯機・乾燥機は丁寧に扱うこと。使用後は、ふたを開けておく。
- (3) 使用中の洗濯機・乾燥機には、名札マグネットをつけ、使用後ははずす。
- (4) 洗濯や乾燥が終わる時間に洗濯場に行き、速やかに洗濯機・乾燥機を空にする。
- (5) 洗濯物は自室に干す。
- (6) 洗濯場に私物を置かない。
- (7) アイロンは、洗濯室で使用する。使用後は、電源を切りコンセントを抜く。
- (8) 洗濯機・乾燥機・アイロンは、平日は起床後～8:00と帰寮後～22:00まで、休日は起床後～22:00までに使用を終える。

9. 外出・門限

- (1) 外出の場合の門限は20:00とする。
ただし、帰省や部活動・学校行事や「じゆうく。」、その他特別な事情に限り、事前に舎監に連絡し、許可を得ることで、21:00まで延長することができる。それ以外で、門限に間に合わない事態が生じたら、速やかに舎監に連絡する。
- (2) 外出時には、玄関ロビーの動向板に動向を表示させる。
- (3) 外出時には、室内灯やエアコンなどの電気製品の電源を切り、寮室の鍵をかける。鍵は舎監室に預ける。

10. 掃除

- (1) 共用スペースを清潔にし、整理整頓をする。役割分担などは、別途連絡する。
- (2) 掃除が十分でない場所は、やり直してもらうことがある。
- (3) 掃除道具は各保管場所に整理して置く。不足の道具がある場合は、舎監に報告する。
- (4) 学期に1回以上大掃除を行う。詳細は、別途連絡をする。

11. 学習

- (1) 授業や補習などの課題は、期限内に提出する。
- (2) 定期試験などに向けて、計画的に学習する。
- (3) 消灯時間後の学習については、事前に舎監に連絡し、許可を得る。

12. 消灯・就寝

- (1) 23:00には消灯・就寝する。
- (2) 消灯時間後は、他者の睡眠を妨げないように留意する。

その他の心得・きまり

1. 服装

- (1) 寮内における服装は、清潔なものを着用する。又、装飾品については校則に準ずる。
- (2) 共用スペースでは、寝間着を着用せず、普段着に着替える。

2. 医療・衛生

- (1) 体調不良の時は、ただちに舎監に申し出て指示を受ける。
- (2) インフルエンザ等の感染症に感染した場合は、自宅等での療養をする。また、感染症により、休校等の対応が行われた場合には、原則として寮を閉鎖し、自宅待機に切り替える場合がある。
- (3) 入院等の療養が必要な場合は、保護者が対応する。
- (4) 持病の薬や常備薬（頭痛薬・腹痛薬など）、絆創膏、通常の食事がとれない場合用の食事や水分補給の物などは、各自で準備する。

3. 携帯電話・パソコン（タブレットを含む）の使用

- (1) 自室・食堂・談話室のみでの使用とする。それ以外の場所での使用はできない。
なお、食事や掃除時、点呼時などには使用しない。
- (2) Wifi環境はあるが、動画視聴を前提としたものではないことを理解した上で、適切に利用する。

4. 面会

- (1) 訪問者との面会は、舎監の許可を得て行う。
訪問ができるのは、家族・学校関係者のみとし、それ以外の人が寮内に入ることを禁止する。
- (2) 訪問者には、「来訪記録表」に氏名等を記入してもらう。(配達業者等を含む)
- (3) 面会は20:00までとし、玄関ロビー・談話室・食堂で行う。
- (4) 家族は、寮室に泊まるができない。

5. 金銭(電子マネーを含む)・物品の取り扱い

- (1) まとまったお金は金融機関に預け、寮室には置かない。
- (2) 盗難・紛失に十分留意すること。盗難・紛失の場合は、速やかに舎監に申し出る。
- (3) 寮生相互での金銭の貸借、物品の売買は禁止する。

6. 施設・設備・備品の使用

(全体)

- (1) 食堂・舎監室前の玄関ロビー・談話室は共用施設とする。
- (2) 寮生男女間の談話は食堂のみとし、女子の男子棟、男子の女子棟への立ち入りは厳禁とする。

(食堂・共用棟)

- (1) 冷暖房の使用は舎監の指示により行う。
- (2) 勉強する場合に限り、事前に舎監の許可を得た場合は21:00以降使用を延長することができる。

(寮室・共用施設)

- (1) 常に整理整頓・美化に心がける。
- (2) 許可なく室内の改造や工事をしない。
- (3) 絵画・写真等の掲示及び寮内装飾は許可を得る。
- (4) コンセント・室内灯等に異常を認めたときは、ただちに舎監に申し出て指示を受ける。
許可なく修理しない。
- (5) 施設・設備を破損した場合は、ただちに舎監に申し出ること。破損した場合には、原則個人で弁償する。
- (6) 寮室では、許可を得た物のみ使用を許可する。
- (7) 共用として寮内に同じ機能がある電気製品は、特別な事情がない限り持ち込みを許可しない。持ち込む場合は、【電気製品持込許可願】を提出して許可を得る。許可を得た電気製品であっても、使用状況が悪い場合は許可を取り消す場合がある。
- (8) 火災の原因になるので、タコ足配線はしない。なお、同時に多くの電気製品を使うと、部屋のブレーカーが落ちることがあるので気を付ける。

(冷蔵庫)

- (1) 共用の冷蔵庫(食堂・各寮の台所)に入れる場合は、読める場所に、読める大きさと氏名(フルネーム)を記入する。
- (2) 氏名の記入がないものや賞味期限・消費期限が過ぎているものは、定期的に処分する。
- (3) 入れすぎることがないように、計画的に買い物をする。
- (4) 全員が使えるように、周りへの配慮をする。

(テレビ)

- (1) 設置場所は、食堂及び各棟の談話室とする。
- (2) 使用は21:00(休日の前夜は23:00)までとする。
- (3) 音量は、他人に迷惑のかからない程度とする。チャンネル変更・音量調整などをする場合は、周りに声を掛けてから行う。

(駐輪場)

- (1) 駐輪場を利用する際は、【駐輪場使用許可願】を提出し、許可が出た場合使用することができる。
- (2) 駐輪に際して、自分の責任と負担にて適正に管理し、万一当該建物付帯設備に損害が生じた場合はただちに自己負担において原状に回復する。
- (3) 駐輪に際しては、決められた位置に駐輪する。
- (4) 駐輪利用の車両が整備不良となり運行が不可能となった場合はその確定日より2週間以内に自分の責任と負担にて適正に修理もしくは撤去処分する。
- (5) 駐輪場は、舎監による常時監視が出来ないため、当該駐輪車両に如何なる損害がある場合は自己責任とする。
- (6) 駐輪場の使用を終了する場合は、その責任と負担にて車両を撤去する。

7. 帰省・外泊・欠食

- (1) 帰省・外泊する5日前(土日を除く)の13:00までに【帰省・外泊許可願】をホーム担任に提出する。
- (2) 授業等で外泊を伴わない欠食する場合は、欠食する5日前(土日を除く)の13:00までに【欠食届】をホーム担任に提出する。
(1)(2)の例:金曜日に欠食する場合は、前の週の金曜日の13:00に提出(その金曜日が祝日等の場合は、それまでに提出する)
- (3) 食費の払い戻し対象は、【欠食届】を欠食する5日前(土日を除く)の13:00までに提出した場合に限る。ただし、払い戻し対象でなくても、欠食する場合は【欠食届】を提出する。(調理員さんが作った物を捨てることになるため)
- (4) 上記以外の私的な外泊は原則として認めない。特別な場合は、事前に寮担当教員に相談し、【帰省・外泊許可願】を提出し、学校長の許可が出た場合のみ認められる。
- (5) 帰省・外泊時には、玄関ロビーの動向板に動向を表示させる。
- (6) 【帰省・外泊許可願】で申告した日以外に帰寮する場合は、事前に舎監と寮担当教員に連絡をする。
- (7) 帰省・外泊時には、次のことを徹底する。
 - ・部屋の電気やエアコンなどの電気製品の電源を切る。
 - ・寮室の窓を閉める。
 - ・ごみを捨てる。
 - ・整理整頓をする。
 - ・寮室の鍵をかけ、鍵を舎監に預ける。

(8) 長期休暇については次のとおりである。

- ・閉寮期間：長期休暇中は、原則閉寮（補習、部活動、学校行事等参加の生徒を除く）
- ・欠食期間：終業式の次の日から、始業式前日まで
- ・書類提出期日までに、保護者と連絡を取り、帰省日時等を確認する。

長期休暇	提出書類	長期休暇についての寮生の会 書類提出期日
ゴールデンウィーク	帰省・外泊許可願	4月
夏休み	帰省・外泊許可願	6月
冬休み	帰省・外泊許可願	10月
春休み	帰省・外泊許可願	2月

8. ごみの捨て方

- (1) ごみ捨て（可燃物・資源ごみ）は、当番制で行う。（各寮室・食堂に掲示をする）
- (2) 可燃物は、できるだけ小さくしてから捨てる。
- (3) ビン・缶・ペットボトルは、中の汚れを洗ってから捨てる。
- (4) 乾電池は、専用の缶の中に捨てる。
- (5) 段ボール・雑誌はそれぞれひもで縛って資源ごみ（紙類）の収集日に各自で捨てる。
なお、収集日までは寮室で保管する。
その他の再利用できる紙ごみは回収箱に捨て、可燃ごみで捨てない。
- (6) 個人情報保護の観点で、宛名や氏名など個人が特定できるものは、適切に処理をして捨てる。（例：段ボールの送り状など、宛名や住所が書かれた封筒など）
- (7) その他四万十町のルールに従って出す。

9. 郵便物・宅配物について

寮への郵便物・宅配物は、本人が受け取れる時間に設定すること。原則舎監等は預からない。

10. その他の指導

- (1) 「寮生活の手引き」に記載のルールを守らなかった場合
- (2) 無断外泊・外出・遅刻をした場合
- (3) 関係者以外を寮内に入れた場合
- (4) 暴力行為を行った場合
- (5) 寮則および社会的ルールに違反し、著しく他の寮生および寮関係者に迷惑をかけるなど、学生の本分にあるまじき行為をした場合
上記項目に当てはまる場合、または改善が見られない場合には、保護者召喚の上、一時帰宅や退寮を含む指導をすることがある。

附則 この規定は、平成14年4月1日より施行する。

この規定は、令和 2年4月1日より一部改定する。

この規定は、令和 3年4月1日より一部改定する。

この規定は、令和 4年4月1日より一部改定する。

寄宿舎（寮）に関する規定

第1章 総 則

第1条 高知県立四万十高等学校寄宿舎の名称を「木の香寮」（以下「寮」）という。

第2条 この規則は、本校の教育の趣旨に則り、寮の円滑な運営および秩序ある生活を行うために必要な事項を定めるものとする。

第2章 職員の組織

第3条 寮には管理員（以下「舎監という」）及び調理員を置く。また、調理員は、外部団体等へ委託できるものとする。

第3章 生徒の組織

第4条 寮に次の役員を置く。

- (1) 寮 長（1名）
- (2) 副寮長（男女各1名）

第5条 役員は寮生の中から選出し、校長が任命する。その他の必要とする役員は寮担当教員が任命する。

第6条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第7条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 寮長は、舎監の指導の下に寮全般の運営に協力し推進する。
- (2) 副寮長は、寮長の任務を補佐し、寮長不在の時はその任務を代行する。

第4章 入寮・退寮

第8条 入寮・退寮については、細則に定める所定の手続きにより四万十高等学校教育振興会長が承認する。

- (1) 在寮期間は原則として4月から翌3月までの1年間を単位とし、3年間を限度とする。
- (2) 退寮については、届出により認める他、「寄宿舎（寮）運営に関する細則」により退寮を命ずることがある。

第5章 会 計

第9条 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第10条 寮費の徴収等については別に定める。

第6章 雑 則

第11条 寮生の生活規範を示すため、別に寮生活の手引きを定める。

第12条 この規定に定めるもののほか、運営に必要な事項は別に定める。

附則 この規定は、平成14年4月1日より施行する。

この規定は、平成31年4月1日より一部改正する。

この規定は、令和2年4月1日より一部改正する。

この規定は、令和3年4月1日より一部改正する。

寄宿舎（寮）運営に関する細則

第1条 入寮について

- (1) 入寮を希望する場合は、期日までに【入寮申込書】に記入のうえ願い出て、許可されれば誓約書および健康調査書を提出する。
- (2) 入寮は、原則として入学式の前日からできるものとする。（土日を除く）
- (3) 入寮者の選考は、四万十高等学校教育振興会の入寮選考委員会が行うものとする。
- (4) 入寮者の選考は、別に定める入寮選考規程および選考基準に基づき行うものとする。

第2条 寮費について

- (1) 入寮費 5,000円（入寮時のみ）
- (2) 寮費（月額）

【令和4年度】

（単位：円/月）

寄宿舎名	区分	住所（四万十町）			住所（四万十町外）		
		1年	2年	3年	1年	2年	3年
木の香寮	全室	36,000円 （内訳） 食費 22,000円 維持費 14,000円			45,000円 （内訳） 食費 22,000円 維持費 23,000円		36,000円 （内訳） 食費 22,000円 維持費 14,000円
		もりだば寮	1人部屋	40,000円 （内訳） 食費 22,000円 維持費 18,000円		50,000円 （内訳） 食費 22,000円 維持費 28,000円	
	2人部屋		36,000円 （内訳） 食費 22,000円 維持費 14,000円		45,000円 （内訳） 食費 22,000円 維持費 23,000円		36,000円 （内訳） 食費 22,000円 維持費 14,000円

※住所は、入学式に提出する住民票で確認する。

(2) 寮費の納入方法

- ① 当月分の寮費を前月20日までに納入する。
- ② 納入方法は、次の中から選択し、原則として年度内の変更はしない。

ア. 現金納入

イ. 銀行振込 高知銀行 大正支店 口座番号 0174483

口座名 四万十高校 寄宿舎

ウ. 郵便局振込 648支店 普通 1569877

- (3) 決算により食費に残額が生じた場合は、払い戻しを行う。払い戻しの対象は、欠食する5日前の13:00までに【欠食届】をホーム担任に提出したものとする。返金額は、個人の食費徴収額から個人の実食額を差し引いた額とする。

- (4) 維持費の払い戻しは原則として行わない。ただし、やむを得ない理由による途中退寮の場合に限り認める。

- ① 当該月の15日までに退寮する場合には半額を払い戻す。
- ② 当該月の15日以降に退寮する場合には払い戻しはしない。

(5) 寮費の滞納について

2カ月以上の滞納が続いた場合、納入確約書に署名し、速やかに納入すること。滞納が3カ月を超えた場合には、保護者もしくは保証人への督促状を送付し、納入が確認されない場合には、退寮を含む勧告を行う。

第3条 日課については別に定める。

第4条 閉寮及び閉鎖中の食事について

(1) 原則して長期休暇中は寮を閉寮する。

ただし、学校行事や補習、部活動等については考慮する。

(2) 原則として長期休暇中は休食とし、期間は終業式（修了式）翌日から始業式（入学式）前日までとする。

第5条 退寮について

(1) 退寮する場合は、退寮しようとする日の1カ月前までに寮務担当まで退寮届を提出し、退寮点検を受けること。破損箇所等がある場合は自費により修理すること。

(2) 退寮もしくは卒業までに寮費は完納すること。

(3) 卒業生は原則として、3月1日までに退寮すること。

(4) 願い出による他、次の場合には退寮を含む指導をすることがある。

① 怠学による成績不振が原因の原級留置の場合

② 学校・寮の諸規則に違反するような問題行動のあった場合

③ 寮の秩序を乱し、他寮生に多大な迷惑を及ぼすような行為のあった場合

④ 長期間にわたって寮費の滞納があった場合

附則 この規定は、平成14年4月1日より施行する。

この規定は、平成22年2月5日より一部改定する。

この規定は、平成26年4月1日より一部改定する。

この規定は、平成27年4月1日より一部改定する。

この規定は、平成29年4月1日より一部改定する。

この規定は、平成31年4月1日より一部改定する。

この規定は、令和2年4月1日より一部改定する。

この規定は、令和3年4月1日より一部改定する。

この規定は、令和4年4月1日より一部改定する。